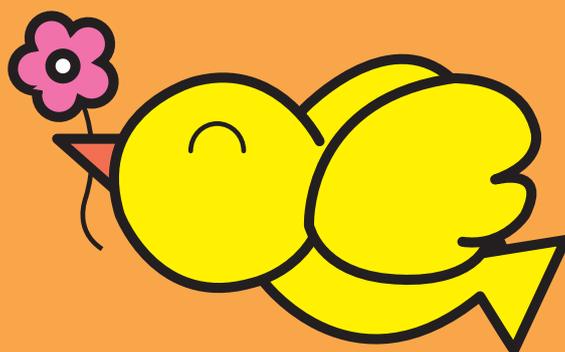


と う か い む ら

障害福祉計画

第2期（平成21年度～平成23年度）



平成21年3月
東海村

はじめに

「住み慣れた地域で自分らしく生きていくために」



三障がいの一元化，利用者本位のサービス体系への再編，就労支援などを柱とした障害者自立支援法が施行されて，3年が経過いたしました。

この間，本村におきましては「とうかい21世紀プラン」の政策目標であります「障がい者が地域の中で自分らしく生きていける環境をつくります」のもと，障がいのある方が地域の中で自立した生活を送ることができるよう環境の整備に努めてきたところであります。

総合福祉センター「絆」にある障害者センターに加えて，平成19年度には「なごみ」総合支援センターを開所し，この中に地域生活支援センターと発達支援センターの機能を持たせ，障がい者・障がい児を対象とした支援を充実させてまいりました。障がいがあっても基本的人権が尊重されるということが基本であり，その上で個人の尊厳が守られること，障がい者との心のバリアを取り除いていくことが重要なまちづくりのひとつと考えております。

そのためにも，障がい福祉に関する体制づくりの中核的な役割を担う自立支援協議会を早急に設置する必要があります。それも，単に協議会を立ち上げればよいというのではなく，さまざまな職種・組織が横断的に連携できるような，実質を伴った組織にしていかなければなりません。

本計画は，第1期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ，引き続き取り組むべき施策や新たな課題を整理した上で計画の改定を行い，平成23年度を目標として策定するものであり，この計画に沿って障害福祉サービスの充実を図り，住み慣れた地域での生活支援に取り組んでまいりますので，皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

最後に，この計画の策定にあたり，ご尽力をいただいた東海村障害福祉計画策定委員会の委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

東海村長 村上 達也

目 次

第1章 計画策定の趣旨 1

— 1 計画策定の背景	1
— 2 計画の目的	2
— 3 計画の考え方	2
— 4 計画の期間	3
— 5 計画策定の体制	3
— 6 計画の公表	3
— 7 自立支援システムの全体像	4
— 8 福祉サービスの体系	5 ~ 6

第2章 本村における障がい福祉の現状 7

— 1 障がい者数の推移及び状況	7 ~ 8
— 2 障がい者施設の設置及び利用状況	9
— 3 障がい者の程度区分の認定状況	10
— 4 特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況	11
— 5 障がい者を対象とした本村独自の補助事業	12 ~ 13

第3章 第1期における障害福祉サービス等利用実績と課題 14

— 1 障害福祉サービスの利用実績	14 ~ 18
— 2 地域生活支援事業の利用実績	19 ~ 21
— 3 補装具及び自立支援医療（更生医療）の利用実績	22
— 4 第2期計画に向けた課題	23 ~ 24

第4章 障害福祉サービス等の見込量と方策 25

— 1 見込量の基本指針	25
— 2 アンケートの調査結果にみる今後の利用見込等	26 ~ 38
— 3 障害福祉サービスの見込量	39 ~ 46
— 4 地域生活支援事業の見込量	47 ~ 51
— 5 補装具及び自立支援医療（更生医療）の見込量	52
— 6 障害福祉サービス等見込量達成に向けた方策	53 ~ 55
— 7 計画の推進体制	55

参考資料 56

— 第2期東海村障害福祉計画策定委員会	56 ~ 59
---------------------	---------

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

わが国の障がい者福祉は、昭和45年の「心身障害者対策基本法」によって、障がい者施策の基本方針が規定され、その後、平成5年の改正によって現在の「障害者基本法」となり、障がい者の施策を総合的・計画的に推進するため、「障害者基本計画」(10年計画)が策定されました。

現在の計画(平成15年度から平成24年度までの10年間)は、平成14年12月に策定され、社会のバリアフリー化、利用者本位の支援、障がいの特性を踏まえた施策の展開、総合的・効果的な施策の推進などを基本的な方針とし、「障がいの有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」の実現を目指しました。

その後、平成15年度に支援費制度が導入され、従来の措置制度から大きく転換し、利用者がサービスを選択し、契約によってサービスが提供される仕組みとなりました。しかし、支援費制度には、下記のような問題点が指摘されていました。

- 障がいの種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系が複雑である
- 地方自治体間のサービス格差が大きい
- 増え続けるサービス利用のための財源確保が困難である

こうした制度上の問題点を解決すると共に、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために『障害者自立支援法』が平成17年10月31日に成立し、翌平成18年4月1日から順次施行されました。

障害者自立支援法の主なポイントは、下記のとおりです。

- 障がいの種別に関係なく、共通の仕組みによるサービスの利用
- サービス体系を見直し、利用者の利便性を向上
- サービスを利用する方もその利用量と所得に応じた負担を負う
- 国と地方自治体の費用負担をルール化することによる財源の確保
- 就労支援の強化
- 支給決定の仕組みを透明化、明確化

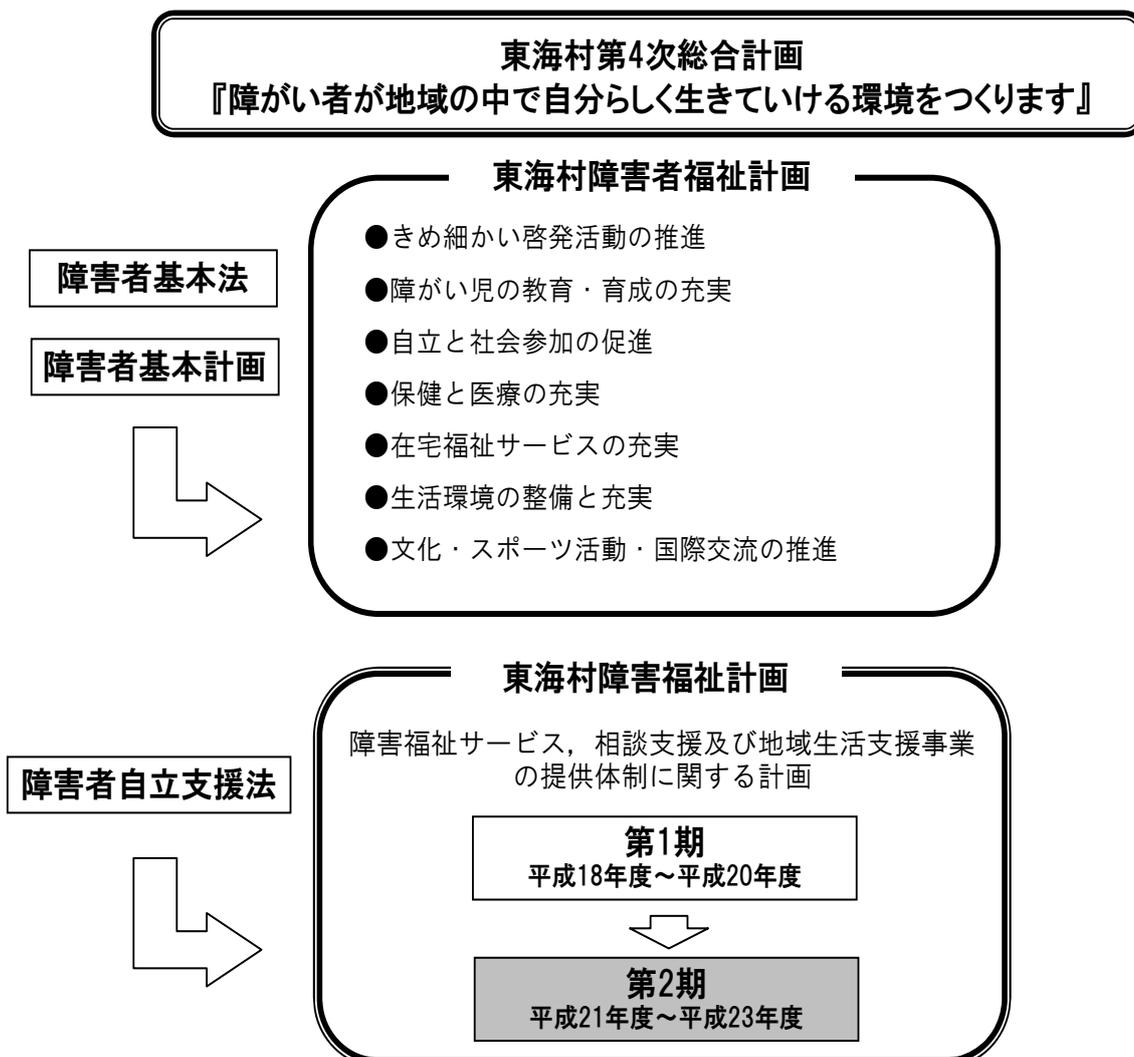
その後も、緊急的な経過措置の実施を経て、平成20年度には利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化策等が実施され、現在に至っています。今後も制度の改正が想定されており、本村としても迅速に対応していく必要があります。

2 計画の目的

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づき「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画」として位置づける本村の「障害福祉計画」であり、東海村の障がい福祉施策の方向性を明らかにし、障がい福祉サービス量の見込及び提供体制等に関する目標を定めることを目的とします。

3 計画の考え方

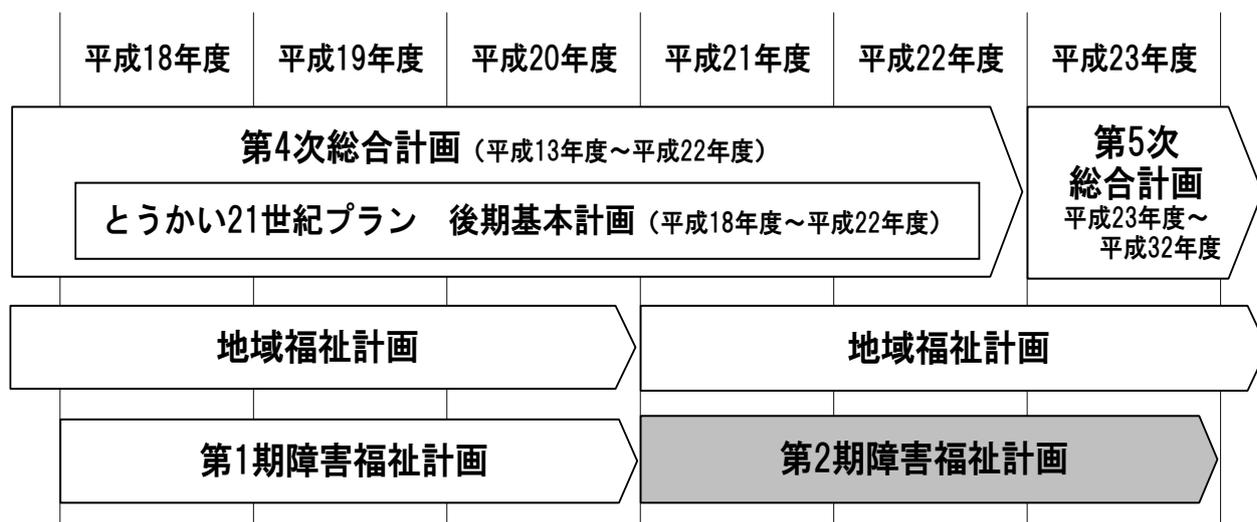
障害者自立支援法の理念を踏まえ、とうかい21世紀プラン(東海村第4次総合計画)の政策目標である「障がい者が地域の中で自分らしく生きていける環境をつくります」に基づき、第1期計画の進捗状況から、引き続き取り組むべき施策や新たな課題を整理しつつ、平成23年度を目標とした計画の改訂を行うものです。



4 計画の期間

障害福祉計画は3年ごとに作成するものであり、第1期計画策定時に平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しています。

本計画は、第2期計画となり、平成21～23年度を計画期間として定めています。



5 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、障がい者及びその保護者、学識経験者、民生委員・児童委員、福祉関係団体・障害福祉サービス提供団体等で構成する「東海村障害福祉計画策定委員会」を設置し、障がい福祉の現状の把握及び今後の方向性の検討・協議を重ねました。

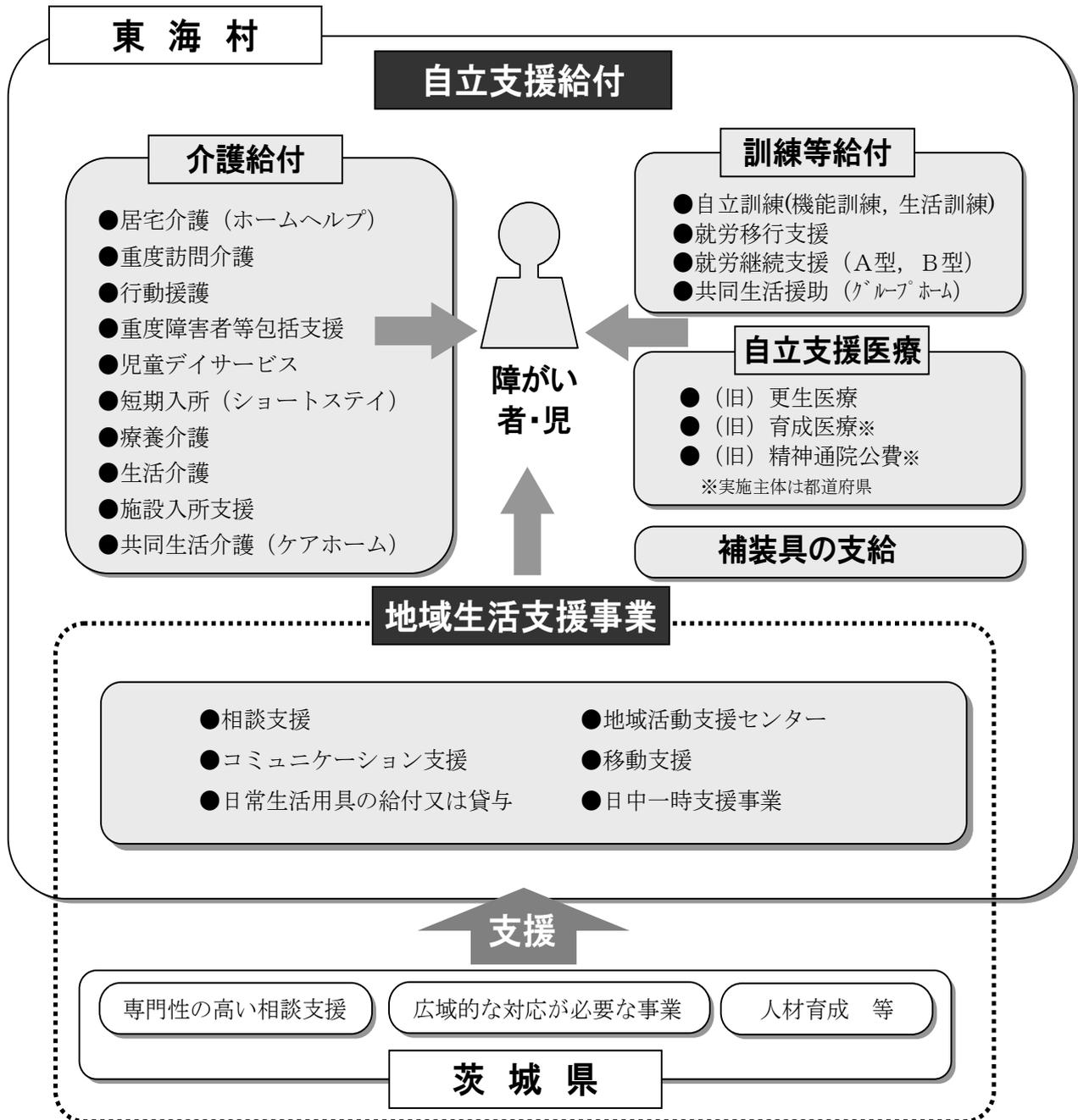
計画策定後は、東海村障害福祉計画策定委員会を中心に、進捗状況の評価を行うなど、この計画内容の確実な推進を図ります。

6 計画の公表

本計画は、障害者自立支援法の規定により、茨城県知事に提出するとともに、村のホームページなどで公表していきます。

7 自立支援システムの全体像

障害者自立支援法における、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



8 福祉サービスの体系

福祉サービスは、障がいがある方の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

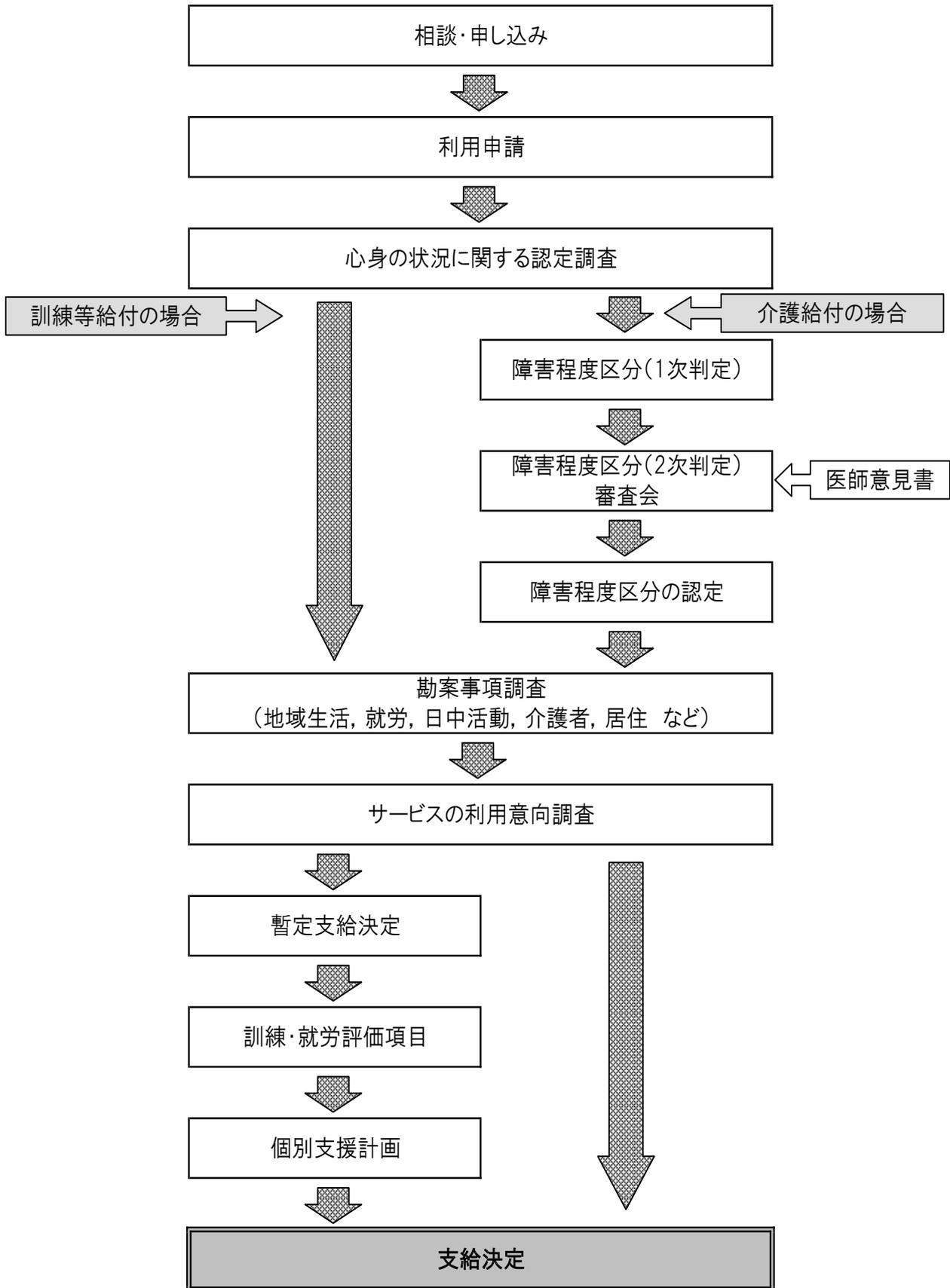
「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際の手続きが異なります。

〈福祉サービスに係る自立支援給付の体系〉

旧サービス体系		現行サービス体系	
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・精・児)	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人が、自宅において入浴や排せつの介護、食事や洗濯など家事の支援を受けられるサービスです。
	デイサービス (身・知・精・児)	重度訪問介護	重い障がいのある人が、自宅において入浴、排せつ、食事の介護などを総合的に受けられるサービスです。
	ショートステイ (身・知・精・児)	行動援護	重い障がいのある人が、安心して外出し活動できるようヘルパーの支援を受けられるサービスです。
	グループホーム (知・精)	重度障害者等 包括支援	重い障がいのある人が、生活するために必要なサービスを組み合わせて使うことができるサービスです。
施設サービス	重度心身 障害児施設 (児)	児童デイサービス	障がいのある子どもたちを対象として、日常生活における基本的な動作の指導などを受けられるサービスです。
	療護施設 (児)	短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、障がいのある人が施設に短期間泊まり、入浴や排せつなどの介護を受けられるサービスです。
	更生施設 (身・知)	療養介護	重い障がいのある人が入院して、医療や機能訓練を受けながら日常生活の手伝いを受けられるサービスです。
	授産施設 (身・知・精)	生活介護	施設で介護などの支援を受けられるサービスです。
	福祉工場 (身・知・精)	施設入所支援	入浴や排せつ、食事の介助を受け、施設で暮らすサービスです。
	通勤寮 (知)	共同生活介護 (ケアホーム)	知的・精神に障がいのある人で、介護が必要な人たちが共同生活を行う住居で一緒に暮らし、入浴やトイレ、食事の手伝い、お金の管理などの日常生活上の援助を受けられるサービスです。
	福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練)	体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように訓練を受けられるサービスです。
	生活訓練施設 (精)	自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人が、日常生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けられるサービスです。
		就労移行支援	会社で働くことを希望する人が、必要な知識や能力をつけるための訓練を受けられるサービスです。
		就労継続支援A型 (雇成型)	会社で働くことが困難な人が、雇用関係を結び、知識や能力の向上のため必要な訓練等を受けられるサービスです。
	就労継続支援B型 (非雇成型)	就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難な方などを対象に、知識・能力の向上や維持のために必要な訓練等を受けられるサービスです。	
	共同生活援助 (グループホーム)	知的・精神に障がいのある人が、共同生活を行う住居で一緒に暮らし、お金の管理や食事などの援助を受けられるサービスです。	
	移動支援	障がいのある人が外出時にヘルパーの支援を受けられるサービスです。	
	地域活動 支援センター	創作活動などの生活訓練や就労訓練を行い、自立と社会生活への適応力を高めるための支援を受けられるサービスです。	
	日中一時支援事業	日中、施設などで障がい者(児)を一時的に預かり、レクリエーション活動などの支援を受けられるサービスです。	

(注)
 身 = 身体障がい者
 知 = 知的障がい者
 精 = 精神障がい者
 児 = 障がい児
 を示します。

＜サービス利用の手続き＞



第2章 本村における障がい福祉の現状

1 障がい者数の推移及び状況

本村の障がい者数は、1,188人(平成20年3月31日現在)であり、内訳は、身体障がい者937人(78.9%)、知的障がい者161人(13.5%)、精神障がい者90人(7.6%)となっています。

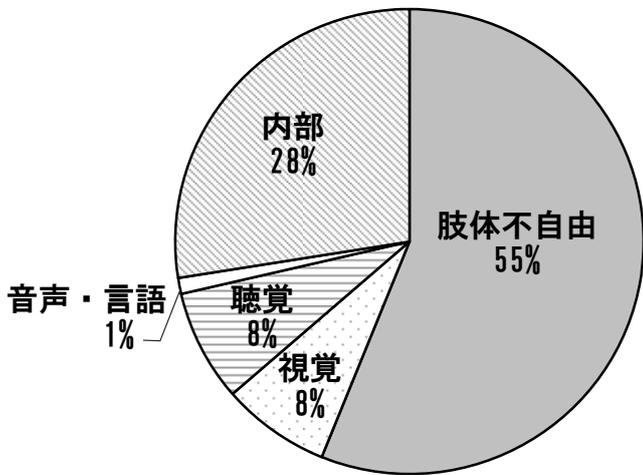
また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、249人となっています。

本村における障害者手帳所持者数の推移

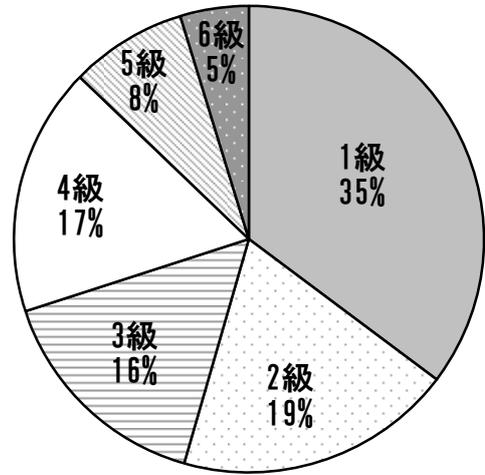
〈単位:人〉

障がい区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
身体障がい者	890	890	903	906	937
肢体不自由	554	551	547	558	526
1級	183	175	176	178	129
2級	134	133	131	126	121
3級	72	74	72	75	89
4級	86	86	87	95	100
5級	64	65	61	63	66
6級	15	18	20	21	21
視覚	60	62	60	58	71
1級	23	24	23	23	28
2級	18	17	17	16	23
3級	6	7	8	7	4
4級	4	4	3	3	4
5級	5	6	6	6	9
6級	4	4	3	3	3
聴覚	80	80	78	74	72
1級	6	6	6	6	1
2級	37	37	35	32	32
3級	11	11	9	9	10
4級	8	6	6	6	8
5級	1	1	2	2	2
6級	17	19	20	19	19
音声・言語	7	8	10	10	10
1級	0	0	0	0	0
2級	0	0	0	0	2
3級	5	6	7	7	4
4級	2	2	3	3	4
5級	0	0	0	0	0
6級	0	0	0	0	0
内部	189	189	208	206	258
1級	120	126	139	135	172
2級	1	1	2	2	2
3級	32	25	29	28	40
4級	36	37	38	41	44
5級	0	0	0	0	0
6級	0	0	0	0	0
知的障がい者	142	146	152	151	161
①	22	23	23	23	27
A	52	54	54	51	51
B	48	48	52	52	60
C	20	21	23	25	23
精神障がい者	37	48	71	85	90
1級	10	12	16	18	17
2級	18	21	30	35	42
3級	9	15	25	32	31
合計	1,069	1,084	1,126	1,142	1,188

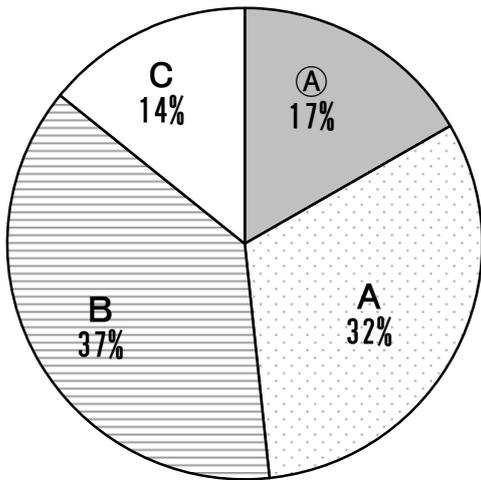
身体障がい者の障がい区分別割合



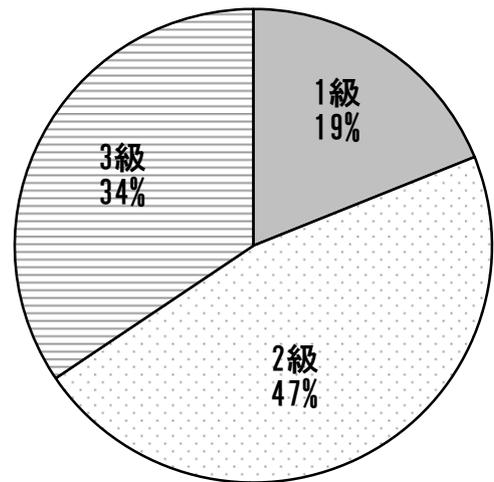
身体障がい者の等級別割合



知的障がい者の程度区分別割合



精神障がい者の等級別割合



本村における自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

<単位:人>

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受給者数	160	172	194	232	249

2 障がい者施設の設置及び利用状況

平成20年10月現在, 村内の障がい者施設の状況は下記のようになっています。

村内の障がい者施設の状況

<単位:人>

事業者名及び施設名	提供サービス	利用状況	
		利用者数	内村内者
独立行政法人国立病院機構			
茨城東病院	短期入所	35~45	2
社会福祉法人 愛信会			
幸の実園 定員:30人	生活介護	30	4
	短期入所	2	0
	施設入所支援	30	4
	就労移行支援	10	0
第二幸の実園 定員:50人	生活介護	50	0
	短期入所	5	0
	施設入所支援	50	0
	就労移行支援	5	0
栄光寮 定員: 6人	共同生活援助 (グループホーム)	5	0
頌栄寮 定員: 6人	共同生活援助 (グループホーム)	4	0
捜真寮 定員: 6人	共同生活援助 (グループホーム)	4	0
雅歌寮 定員: 6人	共同生活援助 (グループホーム)	5	0
社会福祉法人 東海村社会福祉協議会			
障害者センター (東海村総合福祉センター・絆) 定員:60人	児童デイサービス	15	7
	生活介護	10	4
	自立訓練	23	13
ヘルパーステーション (東海村総合福祉センター・絆)	居宅介護	2	2
	重度訪問介護	0	0
特定非営利活動法人(NPO法人)			
ドリームたんぽぽ	地域活動支援センター Ⅲ型	10	10
特定非営利活動法人(NPO法人)			
東海村障がい者地域生活自立支援ネットワーク「まっぼっくり」	地域活動支援センター Ⅲ型	12	12

※利用者数には重複利用者も含まれています。

3 障がい者の程度区分の認定状況

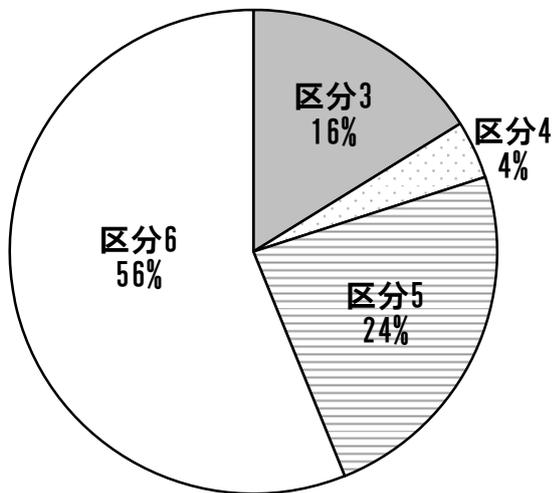
障がい者の程度区分の認定状況(平成20年10月1日現在)

<単位:人>

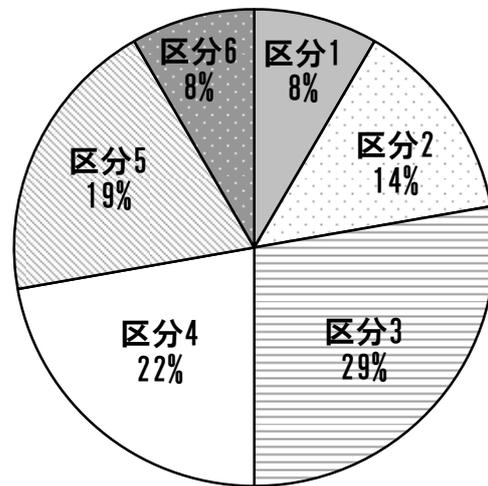
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	0	0	4	1	6	14	25
知的障がい	3	5	10	8	7	3	36
精神障がい	0	1	4	3	0	0	8

※障害程度区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分です。自立支援給付(介護給付)のサービスを受ける際に必要となります。

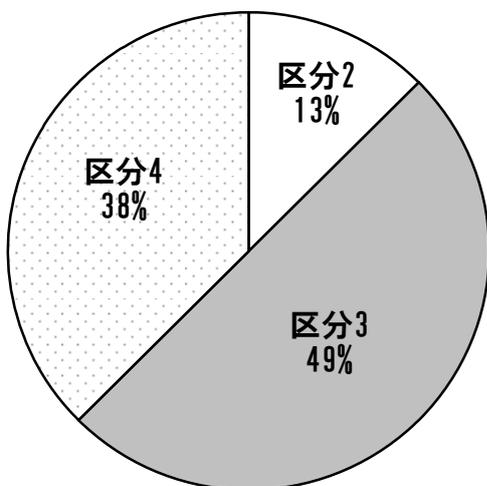
身体障がい者の区分別割合



知的障がい者の区分別割合



精神障がい者の区分別割合



4 特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況

特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況, 卒業年度(平成20年9月1日現在)

<単位:人>

学 年	特別支援学校	村内小中学校 特別支援学級	合 計	卒業年度
高校3年	3		3	平成20年度
高校2年	1		1	平成21年度
高校1年	3		3	平成22年度
小 計	7		7	
中学3年	5	7	12	平成23年度
中学2年	3	1	4	平成24年度
中学1年	7	2	9	平成25年度
小 計	15	10	25	
小学6年	1	2	3	平成26年度
小学5年	1	1	2	平成27年度
小学4年	3	4	7	平成28年度
小学3年	2	4	6	平成29年度
小学2年	3	6	9	平成30年度
小学1年	1	2	3	平成31年度
小 計	11	19	30	

5 障がい者を対象とした本村独自の補助事業

(1) 東海村心身障害者(児)福祉手当

在宅の重度心身障がい者(児)の方に、月額4,000円を支給します。

【対象者】

- * 身体障害者手帳1・2級(20歳未満の場合は、3級及び4級の一部も含まれます。)
- * 療育手帳Ⓐ・A(20歳未満の場合は、Bも含まれます。)

	受給者数 (人)	支給額 (円)
平成18年度	411	19,708,000
平成19年度	421	19,776,000

(2) 診断書料の助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)を申請するために必要な診断書の費用を助成します。

【対象者】

- * 身体障害者手帳の申請をする方(全額助成)
- * 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)を申請する方(半額助成)

	身体障がい (件)	精神障がい (件)	助成額 (円)
平成18年度	75	148	791,515
平成19年度	67	209	797,034

(3) 通院時タクシー利用料金助成

重度の心身障がい者が通院のために自宅と保健医療機関との間にタクシーを利用した場合、1回5,000円を限度にタクシー料金の半額を助成します。

※交付枚数は年間48枚(透析治療者は年間144枚)

【対象者】

- * 身体障害者手帳1～3級
- * 療育手帳Ⓐ・A
- * 精神障害者保健福祉手帳1・2級

	利用件数 (件)	助成額 (円)
平成18年度	110	256,380
平成19年度	136	276,960

(4) 障害者通所交通費助成

障がい者が社会復帰施設等に通所するための交通費を助成します。

※自宅から施設までの往復に要した交通費(鉄道旅客運賃相当分)を通所日数に応じて、1日あたり600円を限度に助成します。

	身体・知的障がい (人)	精神障がい (人)	助成額 (円)
平成18年度	15	17	1,594,960
平成19年度	22	22	1,952,320

(5) 在宅重度障害者介護慰労金の支給

寝たきりの状態にある方または日常生活の大半を家族などの介護に頼らなければならない64歳までの身体障がい者等を在宅で介護する方に対し、年額50,000円の慰労金を支給します。

	対象者 (人)	助成額 (円)
平成18年度	2	100,000
平成19年度	4	200,000

(6) 精神障害者医療福祉助成

自立支援医療(精神通院)受給者証または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、通院及び入院に係る医療費の自己負担分を月額4,000円を限度に助成します。

	申請者 (人)	助成額 (円)
平成18年度	238	2,854,035
平成19年度	275	3,190,940

(7) 障害福祉サービス利用者負担額助成及び食費負担額助成

介護給付費・訓練等給付費の支給決定を受け、障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用した場合、利用者負担額の10分の7、及び食費負担額を1日あたり200円助成します。

	利用者負担額助成 (人)	食費助成 (人)	助成額 (円)
平成19年度	86	67	7,519,544

※平成19年度からの事業

第3章 第1期における障害福祉サービス等利用実績と課題

1 障害福祉サービスの利用実績

訪問系サービスにおける居宅介護(ホームヘルプ)の利用者数は、平成18年度の5人から平成19年度の1人と減少していますが、平成20年度においては7人の利用が見込まれており増加傾向にあります。今後も、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を推進していくことから利用増を見込んでいます。

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、現在までのところ利用実績はありませんが、今後も利用ニーズを的確に把握し、必要に応じてサービスを提供する必要があります。

日中活動系サービスについては、自立訓練(機能訓練・生活訓練)及び短期入所を除いてほぼ見込量を上回る利用実績となっています。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、利用実績が少ないものの、生活介護は見込量を達成しており、新体系サービスへの移行に伴い今後も利用が増加していくものと見込まれます。

また、短期入所についても利用実績が39%と低くなっていますが、これは地域生活支援事業の日中一時支援事業が新たに創設されたことに伴い、宿泊を伴うものは短期入所、宿泊を伴わないものは日中一時支援事業とその役割分担が確立されたことが反映しているものと捉えています。

就労関係については、就労移行支援が見込量の5倍近く増加しており、就労継続支援についても、利用者数が伸びています。特に就労継続支援B型(非雇用型)では、第1期計画見込量は0でしたが、1人の利用実績があり、今後も利用が見込まれます。

児童デイサービスについても、利用実績が見込量の2倍以上の伸びとなっており、今後も利用の増加が見込まれます。

居住系サービスでは、共同生活援助(グループホーム)が見込量を下回る実績でしたが、平成20年度には2名の利用がありました。共同生活介護(ケアホーム)については、見込量を上回る実績となっています。

※平成20年度の実績値については、平成20年10月1日現在となっています。

(1) 訪問系サービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

※居宅介護, 重度訪問介護, 行動援護, 重度障害者等包括支援については, 一括して見込量を設定しています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	130	742	757	802
実績値	395	49	54	
達成率(%)	303.8	6.6	7.1	

※単位: 時間分(月間のサービス提供総時間)

(2) 日中活動系サービス

- 生活介護

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	20	264	484	924
実績値	20	280	399	
達成率(%)	100.0	106.1	82.4	

※単位: 人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

- 自立訓練(機能訓練)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	12	12	18
実績値	0	0	0	
達成率(%)	0.0	皆減	皆減	

※単位: 人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

■ 自立訓練(生活訓練)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	342	300	300
実績値	0	292	337	
達成率(%)	0.0	85.4	112.3	

※単位:人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

■ 就労移行支援

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	22	22	44
実績値	0	99	189	
達成率(%)	0.0	450.0	859.1	

※単位:人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

■ 就労継続支援(A型)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	44	44	66
実績値	43	45	44	
達成率(%)	皆増	102.3	100.0	

※単位:人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

■ 就労継続支援(B型)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	0	0	154
実績値	0	5	6	
達成率(%)	0.0	皆増	皆増	

※単位:人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

■ 療養介護

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	0	0	0
実績値	0	0	0	
達成率(%)	0.0	0.0	0.0	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 児童デイサービス

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	16	32	40	48
実績値	16	66	72	
達成率(%)	100.0	206.3	180.0	

※単位:人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

■ 短期入所

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	46	58	60	72
実績値	46	23	12	
達成率(%)	100.0	39.7	20.0	

※単位:人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

(3) 居住系サービス

■ 共同生活援助(グループホーム)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	4	8	8
実績値	0	0	0	
達成率(%)	0.0	皆減	皆減	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 共同生活介護(ケアホーム)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	0	0	4
実績値	0	1	2	
達成率(%)	0.0	皆増	皆増	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 施設入所支援

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	39	40	40	37
実績値	40	43	39	
達成率(%)	102.6	107.5	97.5	

※単位:人分(月間の利用人数)

2 地域生活支援事業の利用実績

相談支援事業については、個別の相談に対してそれぞれの担当者による個別支援会議等の開催や必要な情報の提供、助言等を行う体制を取っていますが、平成18年・19年度とも利用実績は0となっています。

移動支援事業については、見込量を上回る実績があるものの、民間事業所はヘルパー不足(特に男性ヘルパー)の状況にあり、供給不足の現状にあります。

また、日中一時支援事業についても、平成19年7月に開所したなごみ東海村総合支援センターにおいて、サービス提供を開始したことにより、見込量を上回る実績がありました。

コミュニケーション支援事業及び地域活動支援センター事業については、事業の周知不足等から見込量を下回る実績となっています。

(1) 必須事業

■ 相談支援事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	0	1	2	4
実績値	0	0	0	
達成率(%)	0.0	皆減	皆減	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ コミュニケーション支援事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	16	18	18	20
実績値	16	12	12	
達成率(%)	100.0	66.7	66.7	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 日常生活用具給付等事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	90	100	110	140
実績値	90	188	112	
達成率(%)	100.0	188.0	101.8	

※単位:件

※平成18年10月から、ストマ装具・頭部保護帽等が、補装具から日常生活用具に移行

■ 移動支援事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	7	8	9	15
実績値	7	16	11	
達成率(%)	100.0	200.0	122.2	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 地域活動支援センター事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	14	35	36	45
実績値	14	22	22	
達成率(%)	100.0	62.9	61.1	

※単位:人

(2) その他の事業

■ 日中一時支援事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	21	23	24	25
実績値	21	39	40	
達成率(%)	100.0	169.6	166.7	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 訪問入浴サービス事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	1	1	1	2
実績値	1	1	1	
達成率(%)	100.0	100.0	100.0	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 更生訓練費給付事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	3	3	3	3
実績値	3	3	1	
達成率(%)	100.0	100.0	33.3	

※単位:人分(月間の利用人数)

■ 自動車免許取得費及び改造費助成

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	6	4	4	4
実績値	6	2	1	
達成率(%)	100.0	50.0	25.0	

※単位:件

3 補装具及び自立支援医療(更生医療)の利用実績

(1) 補装具費の支給

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	233	256	281	300
実績値	233	67	46	
達成率(%)	100.0	26.2	16.4	

※単位:件

※平成18年10月から、ストマ装具・頭部保護帽等が、補装具から日常生活用具に移行

(2) 自立支援医療(更生医療)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
第1期見込量	1	1	1	2
実績値	1	4	3	
達成率(%)	100.0	400.0	300.0	

※単位:件

4 第2期計画に向けた課題

■ 就労支援策の充実

障がい者の就労支援については、障害者自立支援法の施行に伴い、働く意欲があり、働くことのできる障がい者の就労先をどう開拓するかが大きなポイントとなっています。そのため、村としても積極的な事業推進が求められており、民間企業への一般就労や福祉施設での福祉的就労など利用者の意欲や能力に応じた柔軟な対応が必要です。

なお、茨城県における民間企業(従業員数が56人以上の企業:法定雇用率1.8%)の実雇用率は、平成20年6月1日現在で1.54%、雇用されている障がい者数は3,301人(身体障がい者:2,606人,知的障がい者:628人,精神障がい者:67人)であり、全国順位は33位となっています。

また、本村(役場)においては、実雇用率が2.05%(職員数342人に対して障がい者数7人)となっています。

■ 利用者負担の軽減

障害福祉サービスの利用者負担の軽減について、国では特別対策として緊急的な経過措置を実施してきましたが、さらなる軽減策が求められており、障害者自立支援法施行後3年の見直しに向けて、現在も検討が行われています。

本村においても、平成19年度から平成20年度の限定措置として、独自の利用者負担の軽減策を実施してきましたが、国の動向を踏まえながら、今後も継続していく必要があります。

■ 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の整備については、障害者自立支援法の重要施策の一つであり、障がい者や保護者・介護者からの相談に迅速・柔軟に対応し、的確な情報提供やサービス利用に関する支援が必要となります。

そのためには、総合的な相談・支援体制である地域自立支援協議会の早急な設置が必要です。

■ 地域生活移行促進のための支援

国の障がい者施策の重要な課題として「地域生活への移行促進」が位置づけられています。今後、施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進していくためには、安心して地域社会の一員として自立した日常生活が送れるような環境づくりが必要です。

そのため、『就労』、『相談支援』、『住居』、『日中活動』の各分野における積極的な事業推進が必要となります。

■ 障害福祉サービス等の拡大と向上

施設入所者の地域生活への移行という目標を達成するため、近年の障がい者数の増加傾向を踏まえて、障がい者が地域の中で安心して暮らしていけるよう障害福祉サービス等の量的拡大とともに、質的向上が必要であり、近隣自治体との連携を図りながらサービスの供給体制を構築していくことが重点課題です。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と方策

1 見込量の基本指針

障害福祉サービス量を見込むにあたっては、次の3項目を基本指針として、平成23年度を目標年度とした数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行すると共に、平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減します。

項目	数値
第1期計画時点での入所者数（平成18年4月現在）	39人
現在の入所者数（平成20年10月1日現在）	42人
平成23年度末の入所見込者数(数値目標)	37人
移行見込者数(数値目標)	5人

(2) 入院中精神障がい者の地域生活への移行

平成24年度までに「退院可能な精神障がい者」の地域生活への移行を目指します。（地域での住居等条件が整備されれば退院可能とされる人は、全国では約7万人と推計されています。）

項目	数値
第1期計画時点での退院可能精神障がい者数	17人
平成23年度末地域生活移行見込者数(数値目標)	12人

(3) 障がい者施設から一般就労への移行

平成23年度中に障がい者施設から一般就労へ移行する人を第1期計画時点の4倍以上とし、これにあわせて、第1期計画時点の障がい者施設利用者の2割が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援利用者の3割はA型(雇用型)を目指します。

項目	数値
第1期計画時点での一般就労見込者数	4人
平成23年度末一般就労者見込者数(数値目標)	4人

2 アンケートの調査結果にみる今後の利用見込等

本計画を策定するにあたり、平成20年12月にアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の目的

本調査は、障がいのある方を対象に、日常の生活実態や各種福祉サービスの利用状況やニーズを把握し、東海村障害福祉計画(第1期)を見直し、第2期計画を策定するための基礎資料とすることを目的とします。

(2) 調査の実施内容

- **調査時期** 平成20年12月1日から平成20年12月15日
- **調査方法** 郵送・回収方式による調査
- **調査対象**
 - ① 障害福祉サービス利用者 ※ただし②, ③を除く

在宅	55人	a
施設	41人	b
 - ② 身体障害者福祉協議会会員 59人 c
 - ③ 心身障がい児親の会会員 45人 d
 - ④ 無作為抽出者 ※ただし上記①～③を除く

(1) 身体障がい者 〈単位:人〉

	在宅	施設	合計
視覚	18	2	20
聴覚	31	1	32
音声・言語	2	0	2
肢体	186	19	205
内部	88	2	90
合計	325	24	349

e

(2) 知的障がい者 〈単位:人〉

	在宅	施設	合計
①	8	0	8
A	6	0	6
B	24	0	24
C	14	0	14
合計	52	0	52

f

(3) 精神障がい者等 〈単位:人〉

	在宅	施設	合計
手帳所持者	38	0	38
自立支援医療受給者	63	0	63
合計	101	0	101

g

調査対象者合計 702人
(a+b+c+d+e+f+g)

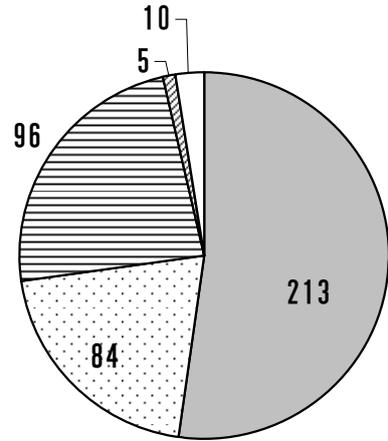
- **回答者数**
 - ① 回答者数 408 人
 - ② 回答率 58.1 %

(3) アンケート回答内容

問1 この調査票はどなたが記入していますか。

<単位:人>

	本人が記入	213
	本人の意見を聞いて、本人以外(家族等)が記入	84
	本人の意見の確認が難しいので、可能な範囲で本人以外(家族等)が記入	96
	その他	5
	無回答	10
合 計		408



■ その他の回答

ヘルパー、施設職員、妻、一部本人が記入し、一部本人の意見を聞いて本人以外記入

「本人が記入している」に「本人の意見を聞いて本人以外が記入している」を加えると297人となり、全体の72.8%が本人の意見に基づいての回答となっています。

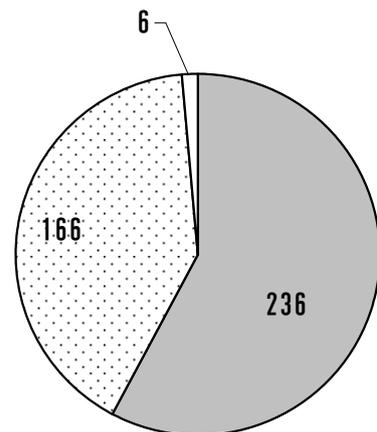
また「本人の意見の確認が難しいので、可能な範囲で本人以外(家族等)が記入している」と回答した方の障がい種別の内訳は、身体障がい者が48人、知的障がい者が51人、精神障がい者が2人、自立支援医療受給者が7人となっています。

問2 あなた(障がい者ご本人)のことについてお答えください。

① 性別

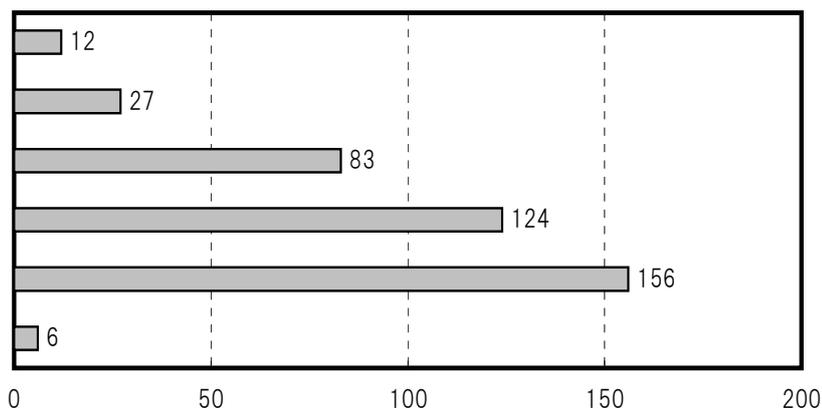
<単位:人>

	男性	236
	女性	166
	無回答	6
合 計		408



② 年齢 <単位:人>

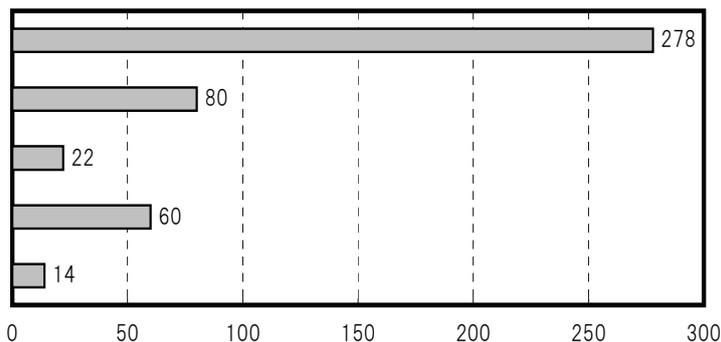
0～6歳	12
7～17歳	27
18～39歳	83
40～64歳	124
65歳以上	156
無回答	6
合計	408



年齢については、65歳以上の方が全体の38.2%と最も高くなっています。障がい児(18歳未満)は全体の9.6%となっています。また、65歳以上では156人中151人が身体障がい者となっており、回答のあった高齢者のほとんどが身体障がい者となっています。

③ 所持している手帳等の内容(複数回答あり) <単位:人>

身体障害者手帳	278
療育手帳	80
精神障害者 保健福祉手帳	22
自立支援医療受給者証 (精神通院)	60
その他・無回答	14
合計	454

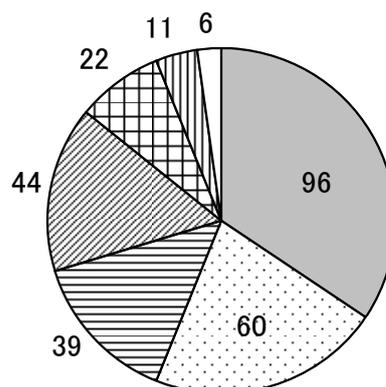


所持している手帳については「身体障害者手帳」が278人と最も多くなっています。手帳等の種別ごとの所持者全体に占める比率は下記のとおりとなります。

所持している手帳等の内容	回答者数	手帳所持者数	回答者数／手帳所持者数
身体障害者手帳	278	962	28.9%
療育手帳	80	170	47.1%
精神障害者保健福祉手帳	22	93	23.7%
自立支援医療(精神通院)	60	239	25.1%

③-1 身体障害者手帳の等級 <単位:人>

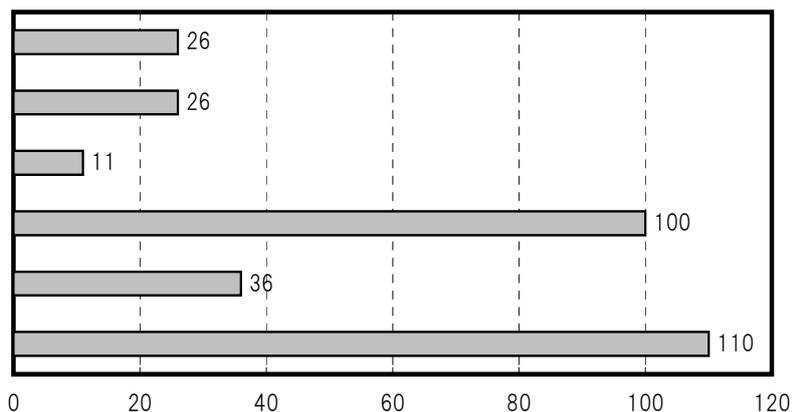
1級	96
2級	60
3級	39
4級	44
5級	22
6級	11
不明・無回答	6
合計	278



重度(1級・2級)の方が全体の56.1%を占めています。

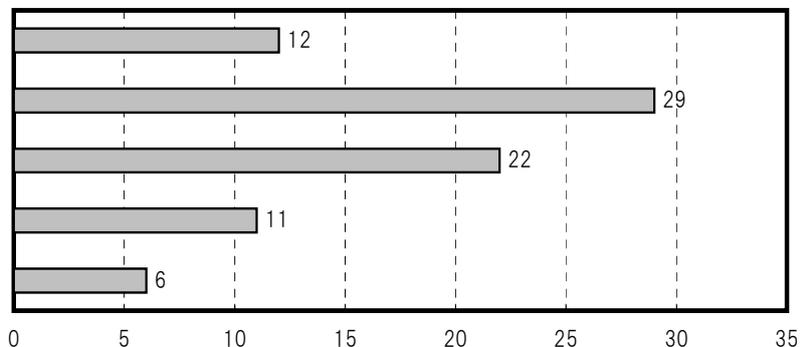
③-2 身体障害者手帳の種別(複数回答あり) <単位:人>

視覚	26
聴覚	26
音声・言語	11
肢体	100
内部	36
無回答	110
合計	309



③-3 療育手帳の程度 <単位:人>

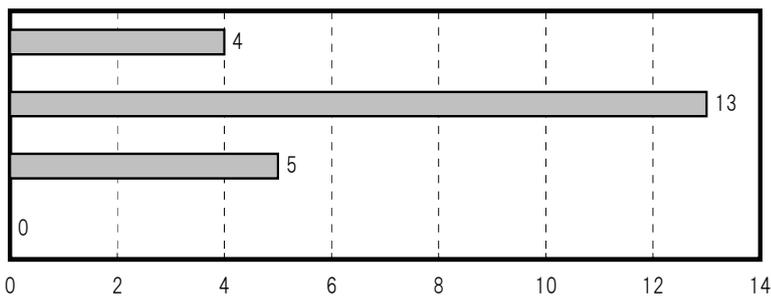
④	12
A	29
B	22
C	11
不明・無回答	6
合計	80



重度(④, A)の方が全体の51.3%を占めています。

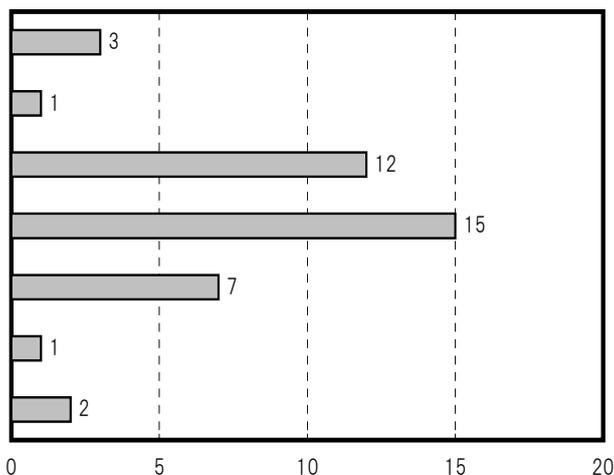
③-4 精神障害者保健福祉手帳の等級 <単位:人>

1級	4
2級	13
3級	5
不明・無回答	0
合計	22



③-5 重複障がい <単位:人>

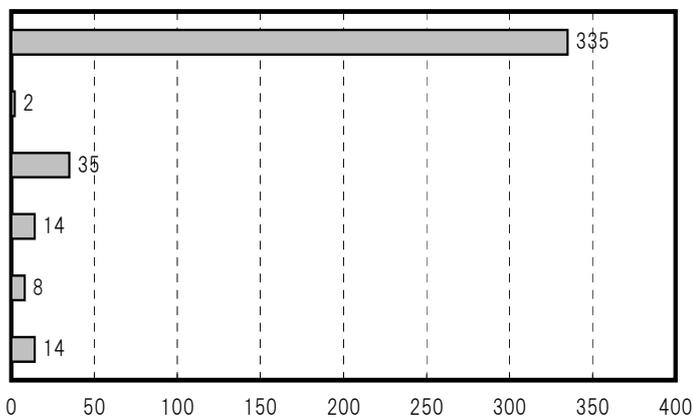
身体と自立支援医療	3
身体と精神	1
身体と療育	12
精神と自立支援医療	15
療育と自立支援医療	7
精神と療育	1
3つ以上	2
合計	41



自立支援医療(精神通院)は、精神疾患のために継続した通院医療を受ける方のための制度であることから、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の重複が一番多くなっています。これに続き身体障害者手帳と療育手帳、療育手帳と自立支援医療が多くなっています。

問3 暮らしているところはどこですか。 <単位:人>

自宅(持ち家・アパート等)	335
グループホーム・ケアホーム	2
障害者支援施設	35
介護保険施設	14
病院	8
無回答	14
合計	408

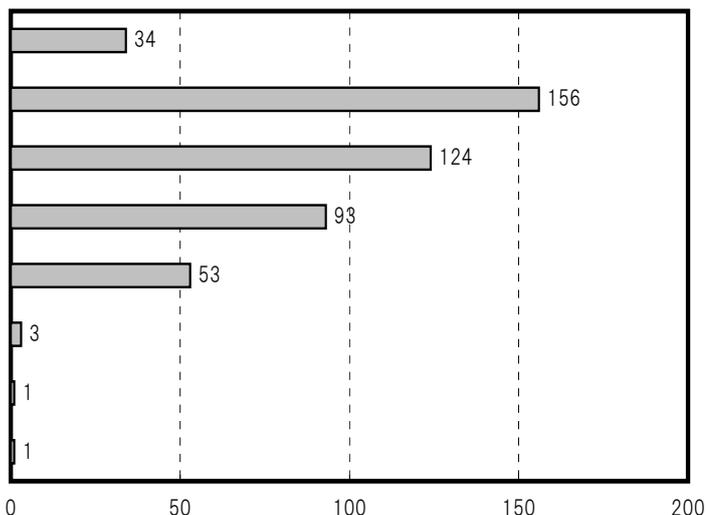


回答者のうち、335人(82.1%)が自宅で生活をしています。

※問3で「自宅」と回答した人のみ回答

問4 どなたと一緒に暮らしていますか。(複数回答あり) <単位:人>

ひとり暮らし	34
配偶者	156
親・祖父母	124
子ども・孫	93
兄弟・姉妹	53
その他の親族	3
その他	1
無回答	1
合計	465



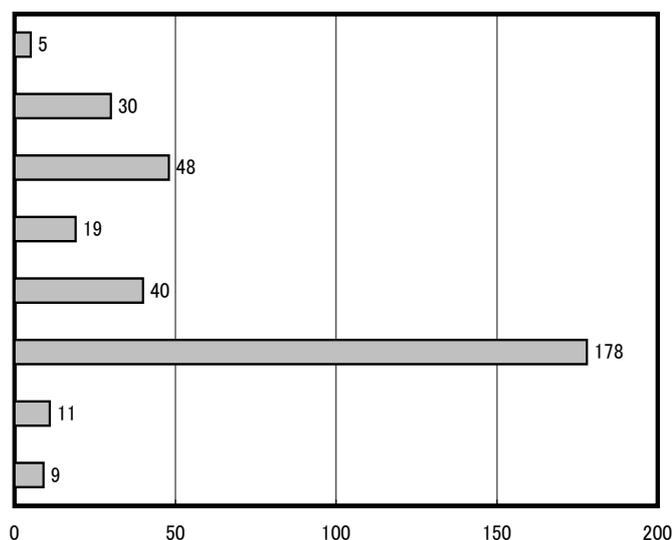
■ その他の回答
同居人の親

自宅で生活をしている方については、「配偶者」と暮らしている方が最も多く156人となっています。身体障がい1・2級、知的障がい④・A、精神障がい1・2級の方で、「配偶者」のみ又は「親・祖父母」のみと暮らしている方が39人となっています。

※問3で「自宅」または「グループホーム・ケアホーム」と回答した人のみ回答

問5 日中、主にどのように過ごしていますか。 <単位:人>

保育所・幼稚園	5
学校	30
常勤	48
パート・アルバイト	19
非常勤	40
通所事業 (生活介護や自立訓練など)	40
家にいる	178
その他	11
無回答	9
合計	340



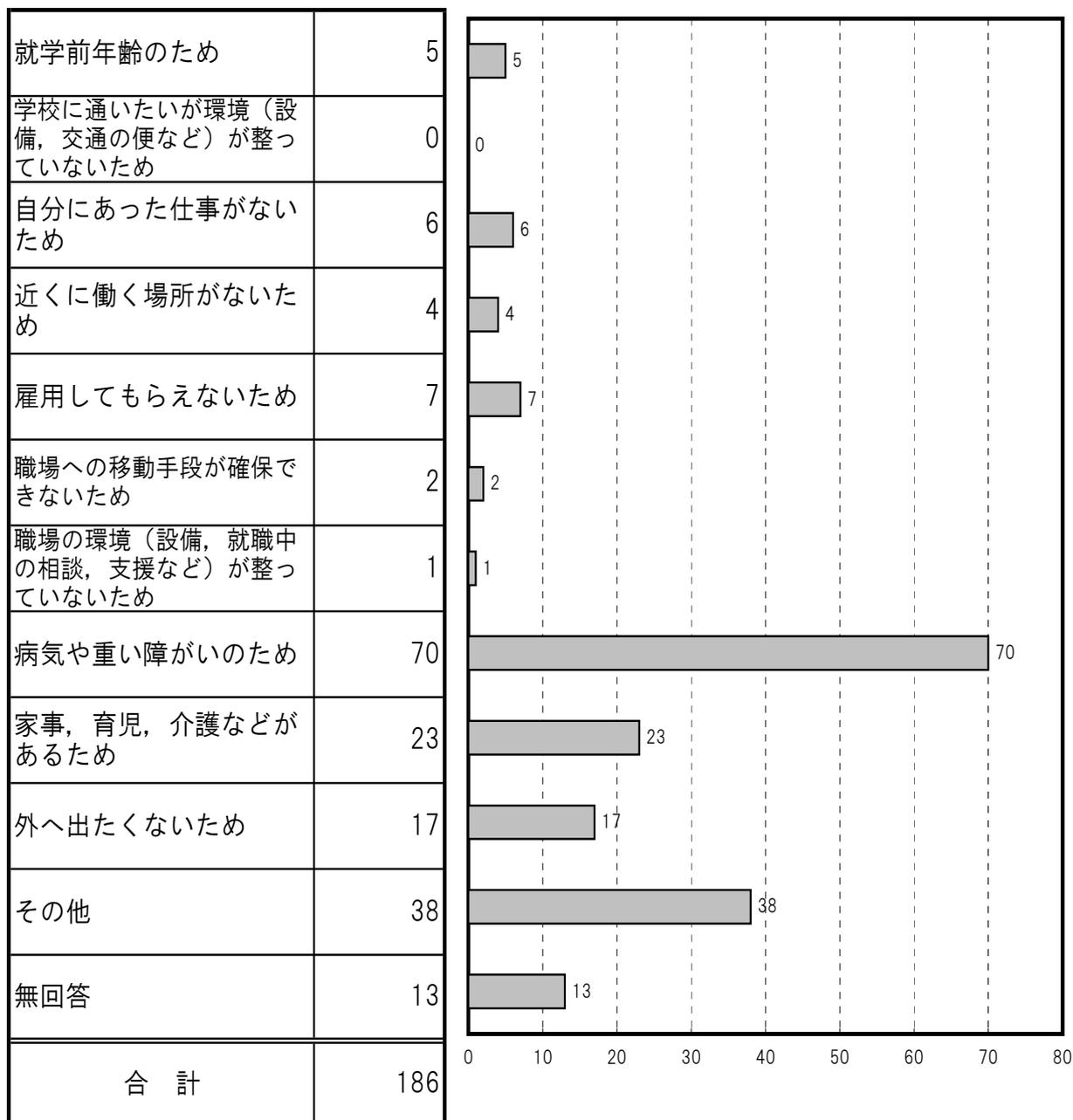
■ その他の回答

通院、病院、図書館、コミセン、買物など、不定期勤務、自宅で歩行訓練、自営業、グループ活動、会議等による外出、週2通所+週4就労支援施設、デイサービス、田畑作業や家族の送迎

日中活動については、「家にいる」と回答した方が最も多く全体の半数以上を占めます。「家にいる」と答えた方のうち、65歳以上の方が106人(59.6%)となっています。

※問5で「家にいる」と回答した人のみ回答

問5-1 あなたが家にいる理由を教えてください。 <単位:人>



■ その他の回答

高齢、退職、病気・けが、農業、無職、自営及びその手伝い、趣味、自分にあつた仕事が無い、通院、聞こえないと話をしてもわからないので気を遣うため、できる範囲で家事、買物、デイサービス、依頼に応じて仕事、主婦、不明

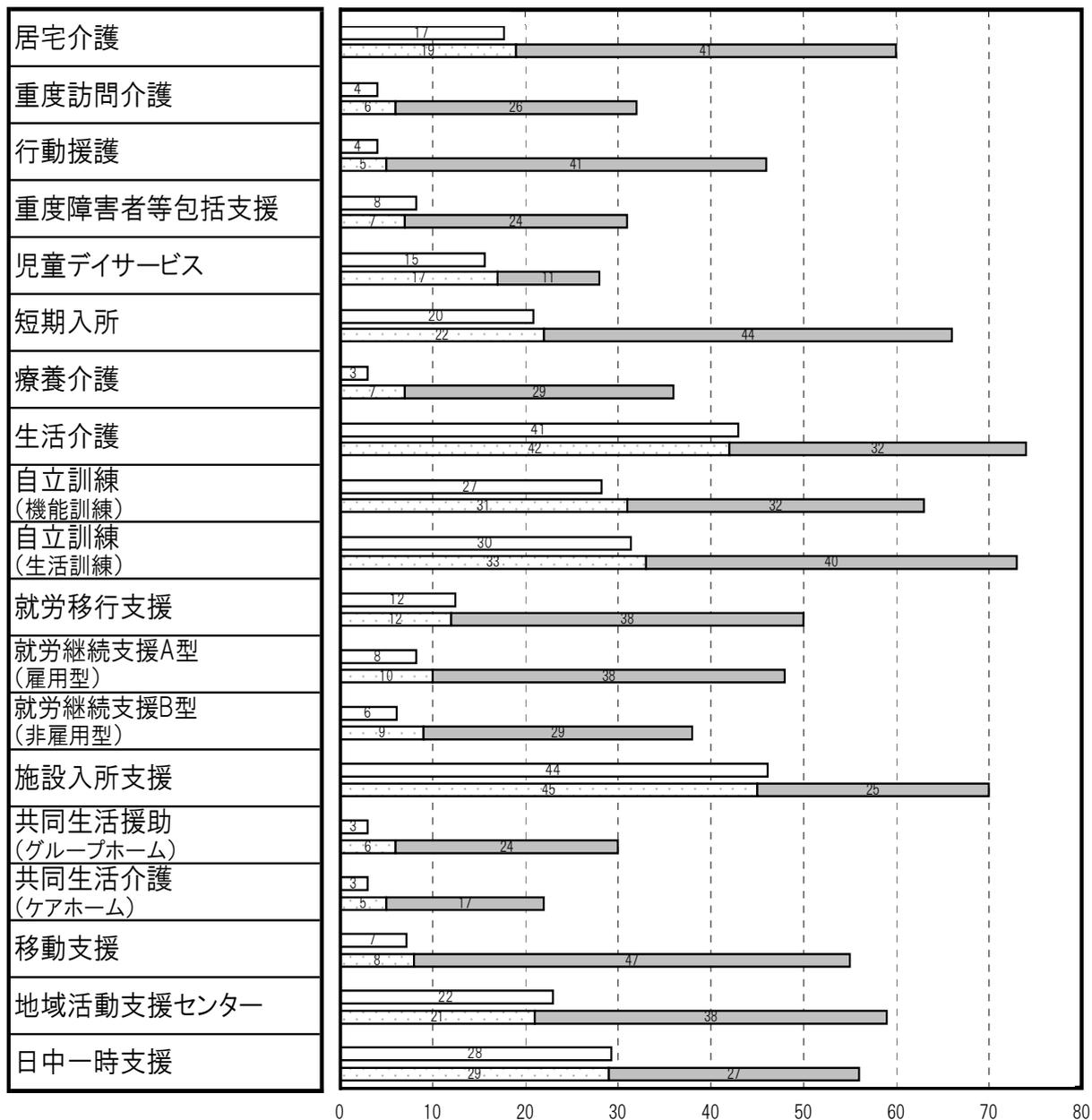
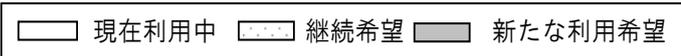
「家にいる」理由としては、「病気や重い障がいのため」と回答した人が70人で最も多くなっています。70人の方を障がいの種別で見ると、身体障がい者が62人、知的障がい者が1人、精神障がい者が4人、自立支援医療受給者が7人となっています。（重複障がい者4人を含む）

問6 次にあげた福祉サービスの「① 現在の利用状況」と「② 今後(平成23年度まで)の利用希望」についてお聞きます。

〈単位:人〉

	①現在の利用状況			②今後の利用希望			
	利用中	利用無	無回答	継続希望	希望なし	新規希望	無回答
居宅介護	17	308	83	19	210	41	138
重度訪問介護	4	314	90	6	226	26	150
行動援護	4	315	89	5	211	41	151
重度障害者等包括支援	8	308	92	7	223	24	154
児童デイサービス	15	265	128	17	207	11	173
短期入所	20	297	91	22	193	44	149
療養介護	3	311	94	7	222	29	150
生活介護	41	281	86	42	193	32	141
自立訓練 (機能訓練)	27	287	94	31	203	32	142
自立訓練 (生活訓練)	30	291	87	33	192	40	143
就労移行支援	12	303	93	12	207	38	151
就労継続支援A型 (雇用型)	8	304	96	10	212	38	148
就労継続支援B型 (非雇用型)	6	298	104	9	213	29	157
施設入所支援	44	283	81	45	203	25	135
共同生活援助 (グループホーム)	3	296	109	6	220	24	158
共同生活介護 (ケアホーム)	3	298	107	5	227	17	159
移動支援	7	297	104	8	197	47	156
地域活動支援センター	22	285	101	21	194	38	155
日中一時支援	28	275	105	29	202	27	150
合計	302	5,616	1,834	334	3,955	603	2,860

現在の利用状況と今後の利用見込の比較表

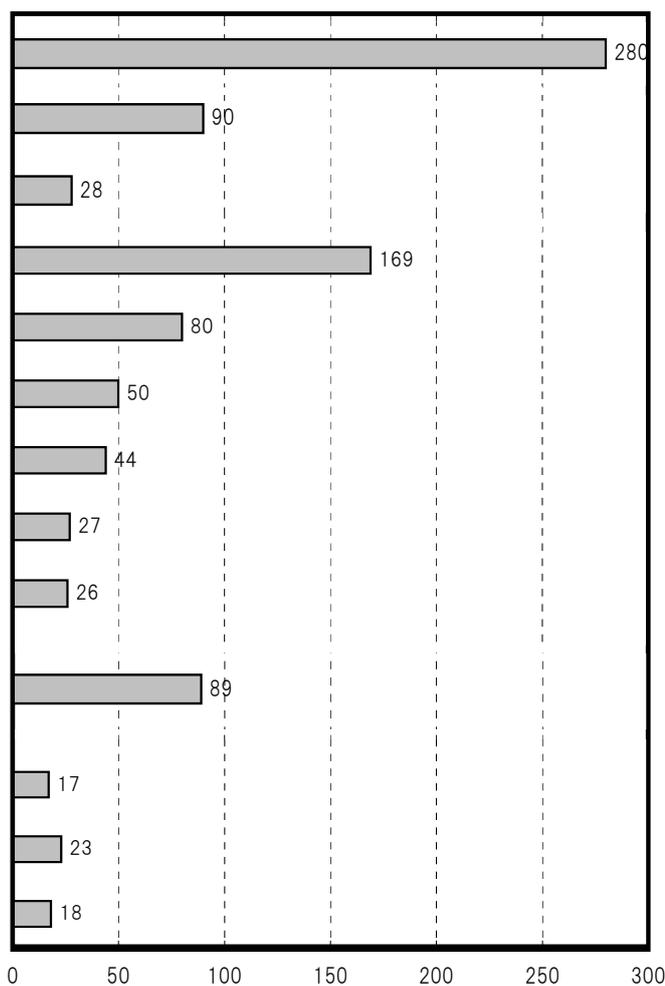


現在の利用状況と今後の利用見込を比較し、希望人数が著しく増加しているサービスとして移動支援、短期入所、居宅介護、行動援護があげられます。中でも移動支援と行動援護については割合からみても大きな伸びとなっています。また、就労に向けた支援に関するサービスとして、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなども希望人数が大幅に増加しています。その他に、住まいに関する支援として、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)も希望する割合が大きく伸びており、必要性が認められます。また、無回答者が多かったことから、サービス内容の周知が十分ではないと考えられます。

問7 困ったときにはどのようなところに相談していますか。(複数回答あり)

<単位:人>

家族・親戚	280
友人・知人	90
学校の先生	28
医師	169
役場職員	80
社会福祉協議会の職員	50
民生委員・児童委員	44
障がい児・者の団体	27
身体障害者相談員・ 知的障害者相談員	26
施設の職員・グループ ホーム・ケアホームの職 員	89
どこに相談していいかわ からない	17
その他	23
未回答	18
合計	941



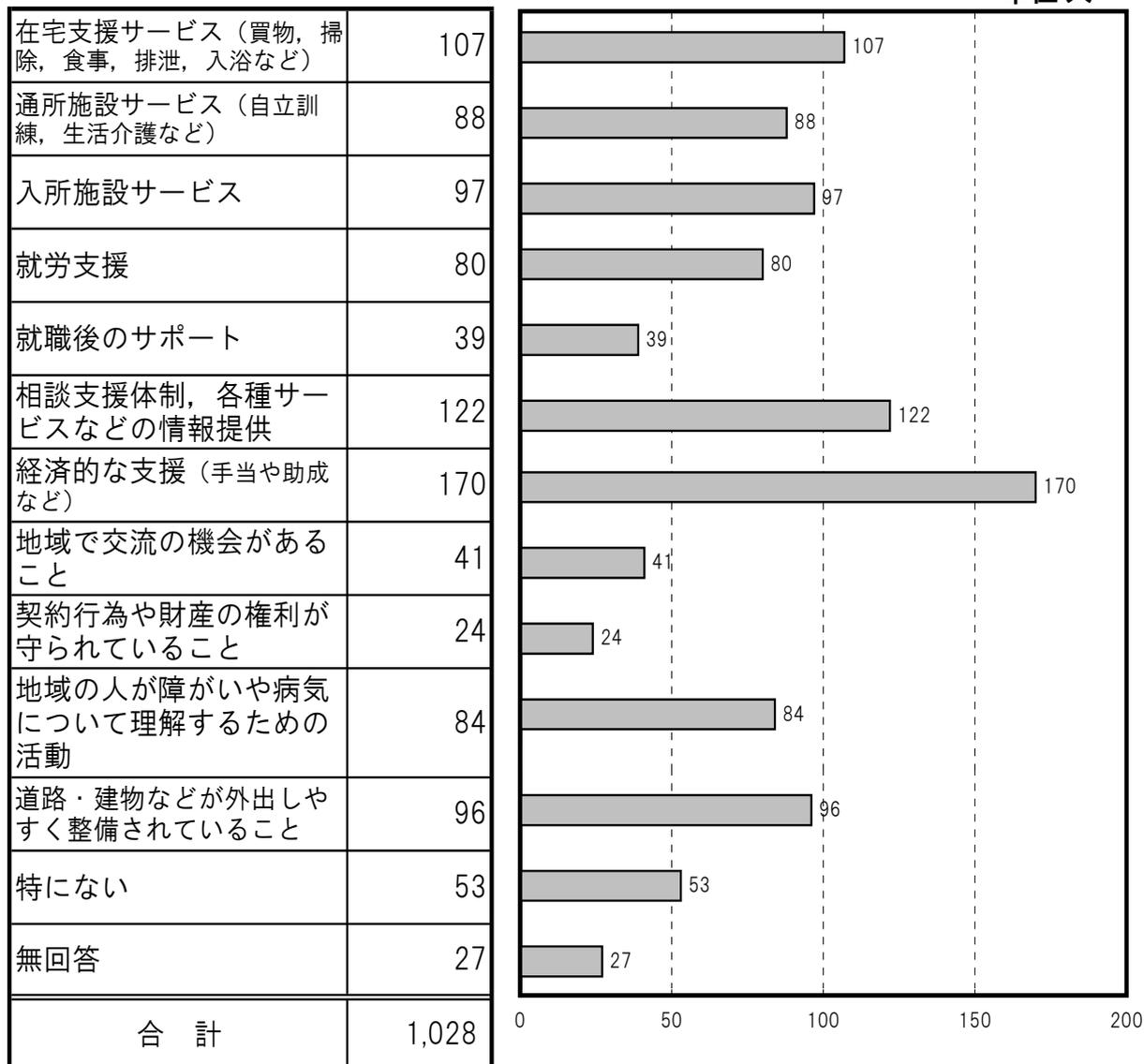
■ その他の回答

相談する必要がない, 困ったことがない, ケアマネジャー, 訪問看護師, 勤務先の人, なごみの先生, 県研修センター職員, インターネット, デイケアスタッフ, 保育所の先生, 幼児期からお世話になっている専門の先生, 病院の精神保健福祉士, ポーテージ相談員, 病院看護師, 補聴器販売店員, まだ相談ができない年齢, 薬を飲んで寝る

困った時の相談相手として、「家族・親戚」が最も多くなっています。続いて「医師」や「施設職員・グループホーム・ケアホームの職員」が続き, 身近な支援者, 常に関わりがある支援者への相談が多くなっています。これに加え, 公的な相談相手として役場職員, 社会福祉協議会の職員, 民生委員・児童委員などが多くあがっています。どこに相談していいかわからないという回答も17人ありました。

問8 今後、東海村の障がい者福祉に関して特にどのようなことを充実してほしいですか。
(3つを選択)

〈単位:人〉



今後充実してほしいこととしては、「経済的な支援(手当や助成など)」が最も多くなっています。続いて「相談支援体制や各種サービスなどの情報提供」，「在宅支援サービス」となっています。

問9 自由記入欄(主な意見)

(1) 医療関係

- 村内に精神科の病院がほしい。
- 医療施設の充実と訪問看護の充実。

(2) 経済的な支援

- 医療費の一部負担金を下げてほしい。
- サービス利用料及び食費自己負担軽減が助かっている。継続してほしい。
- 親が高齢になった時、また障がい者本人が高齢になった時の経済的な支援をお願いしたい。

(3) 就労関係

- 障がい者の雇用の場の確保。
- 障がい者が働きやすい環境づくり(ハード, ソフト両面の充実)
- 地域で相談できる機関がほしい。情報提供を受けたい。

(4) 住まい

- バリアフリーで低家賃の住宅や障がい者用アパートの確保。
- グループホーム, ケアホームの充実。
- 低料金で利用できる入所施設の確保。また施設入所にあたっての待機時間の短縮。

(5) 環境の整備

- 歩道の整備(整備にあたっては障がい者の意見を取り入れてほしい)。
- 公共施設の駐車場やトイレの整備。

(6) 情報提供の充実

- 福祉サービスの内容がよくわからない。情報をもっと提供してほしい。
- 行政において各部署の連携を深めた情報提供や支援をしてほしい。

(7) 相談支援

- 本人だけでなく、家族が気軽に相談できる場所がほしい。
- 定期的に相談の場を設けたり、相談希望の有無を調査してほしい。
- 民間の施設と障がい者団体との間に入り、本人と親がお互いに独立していけるようなサポートが必要ではないか。
- 在宅サービスのケアマネジャーの人材確保。

(8) 福祉サービスの充実

- 利用者が自由に選択できるように、安心して介護してもらえるヘルパーや事業所を増やしてほしい。
- 「なごみ」の日中一時が本当に助かっている。今後は土日の開所や時間の延長をお願いしたい。
- 「なごみ」で行っているデイケアや訪問による相談支援などを継続してほしい。
- ポーテージ等の療育の機会を休日にも設けてほしい。
- 村内の各施設の特色や位置づけを明確にしてほしい。
- 東海村は福祉の面において他市町村より充実している。行き届いている。今後ともよろしくお願ひしたい。

(9) アンケート調査について

- アンケート調査表を子どもの名前宛で送らないでほしい。
- アンケートの設問がわかりにくい。もっと簡単にしてほしい。

(10) その他

- デマンドタクシー「あいのりくん」について、運行時間の延長、休日運行、村外の利用も可能にしてほしい。
- 障がい者等に対するゴミの個別収集が大変助かっている。
- 障がい者同士の交流の場を確保してほしい。
- 幼稚園、保育所、学校等の受入れ体制を充実してほしい。
- 様々な手続きの簡素化と事務処理期間の短縮。
- 障がいに対する理解を深めてほしい。
- 障がい者宅を訪問するなどして、個々の障がい者の状況や支援の内容を把握してほしい。
- 地区社協の活動に障がい者の視点を取り入れてほしい。

3 障害福祉サービスの見込量

サービス名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	時間/月	338	628	898
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者包括支援				
生活介護	人日分	508	652	796
自立訓練 (機能訓練)	人日分	18	54	72
自立訓練 (生活訓練)	人日分	396	216	198
就労移行支援	人日分	108	288	306
就労継続支援 (A型)	人日分	54	90	108
就労継続支援 (B型)	人日分	72	144	180
療養介護	人日分	31	31	31
児童デイサービス	人日分	65	70	75
短期入所	人日分	48	48	60
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	4	6	8
共同生活介護 (ケアホーム)	人/月	4	6	8
施設入所支援	人/月	41	40	37

※ 人日分(月間の利用人数×一人あたりの平均利用日数)

(1) 訪問系サービス

■ 居宅介護

障がい者の自宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害程度区分が区分1以上(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)の者

■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者のうち、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- (1) 二肢以上に麻痺等があること
- (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

■ 行動援護

自己判断能力が制限されている人などが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

【対象者】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者で、障害程度区分が区分3以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)である者

■ 重度障害者包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援(通所によるものに限る)を包括的に提供します。

【対象者】

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (時間分/月)	338	628	898
利用者数 (人/月)	11	15	18
第1期計画時における平成23年度の見込量 (時間分/月)			802

※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援については、一括して見込量を設定しています。

(2) 日中活動系サービス

■ 生活介護

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- (1) 障害程度区分が区分3以上である者
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上である者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	508	652	796
利用者数 (人/月)	28	36	44
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			924

■ 自立訓練(機能訓練)

身体障がい者で、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- (2) 盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	18	54	72
利用者数 (人/月)	1	3	4
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			18

■ 自立訓練(生活訓練)

知的障がいや精神障がい者で、障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- (1)入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- (2)養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	396	216	198
利用者数 (人/月)	22	12	11
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			300

■ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者

- (1)就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術・技能の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者
- (2)あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	108	288	306
利用者数 (人/月)	6	16	17
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			44

■ 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者(利用開始時65歳未満の者)

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- (2) 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、就労には結びつかなかった者
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	54	90	108
利用者数 (人/月)	3	5	6
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			66

■ 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者や就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

- (1) 就労経験がある者で、年齢や体力面で企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者
- (3) 上記に該当しない者で、50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者
- (4) 上記に該当しない者で、地域に一般就労の場やA型事業所などによる雇用の場が少なく、利用することが困難と判断された者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	72	144	180
利用者数 (人/月)	4	8	10
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			154

■ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者
- (1)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が区分6の者
 - (2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害程度区分が区分5以上の者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	31	31	31
利用者数 (人/月)	1	1	1
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			0

■ 児童デイサービス

障がい児が施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

【対象者】

- 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる障がい児
- (1)乳幼児健診等で療育の必要性が認められる障がい児
 - (2)児童相談所、保健所、児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた障がい児

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	65	70	75
利用者数 (人/月)	13	14	15
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			48

■ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【対象者】

- (1)障害程度区分が区分1以上である障がい者
- (2)障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人日分)	48	48	60
利用者数 (人/月)	8	8	10
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人日分)			72

(3) 居住系サービス

■ 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【対象者】

- 障害程度区分が区分1以下に該当する知的障がい者及び精神障がい者
- ※障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人/月)	4	6	8
第1期計画時における平成23年度の見込量 (人/月)			8

■ 共同生活介護(ケアホーム)

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

【対象者】

障害程度区分が区分2以上に該当する知的障がい者及び精神障がい者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人/月)	4	6	8

第1期計画時における平成23年度の見込量 (人/月)	4
-------------------------------	---

■ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- (1)生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4以上(50歳以上の者にあつては区分3以上)である者
- (2)自立訓練や就労移行支援を受けている者であつて、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人/月)	41	40	37

第1期計画時における平成23年度の見込量 (人/月)	37
-------------------------------	----

4 地域生活支援事業の見込量

サービス名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	1	2	2
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
移動支援事業	人/年	10	15	20
	時間/年	724	1,080	1,440
地域活動支援センター	村内 人/年	24	37	39
	村外 人/年	12	12	13
コミュニケーション支援事業	人/年	16	20	24
日常生活用具給付事業	件/年	230	255	290
日中一時支援事業	人/年	42	45	50
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	2
更生訓練費給付事業	人/年	1	2	2
自動車運転免許取得費 及び改造費助成	件/年	2	2	2

(1) 必須事業

■ 相談支援事業

* 障害者相談支援事業

相談支援専門員が障がい者の生活全般に関する総合的な相談、必要な情報の提供及び権利擁護のための必要な援助を行います。

- ・虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡・調整
- ・特に計画的な支援を必要としている者を対象としたサービス利用の調整等を行うためのサービス利用計画の作成
- ・利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントやモニタリングの実施

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (実施箇所数)	1	2	2

* 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な協議の場として設置します。

- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- ・困難事例への対応
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (実施の有無)	有	有	有

* 相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

- ・専門的な相談支援を要する困難ケースへの対応
- ・地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者に対する専門的な指導、助言等

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (実施の有無)	有	有	有

*** 住宅入居等支援事業**

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難なケースについて、入居に必要な調整や家主等への相談・助言などを行います。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (実施の有無)	有	有	有

*** 成年後見制度利用支援事業**

判断能力が不十分な障がい者で、成年後見制度の利用が有効と認められる者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (実施の有無)	有	有	有

■ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (時間/年)	724	1,080	1,440
利用者数 (人/年)	10	15	20

■ 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、就労機会の提供等を行うことにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 村内(人/年)	24	37	39
サービス見込量 村外(人/年)	12	12	13

■ コミュニケーション支援事業

聴覚, 言語機能, 音声機能, 視覚その他の障がいのため, 意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に, 手話通訳等の方法により, 障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い, 意思疎通の円滑化を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人/年)	16	20	24

■ 日常生活用具給付事業

重度障がい者等に対し, 自立生活を支援する日常生活用具の給付又は貸与すること等により, 日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (件/年)	230	255	290
介護・訓練支援用具	2	3	4
自立生活支援用具	8	10	10
在宅療養等 支援用具	4	4	5
情報・意思疎通 支援用具	15	17	20
排泄管理支援用具	200	220	250
居宅生活動作 補助用具	1	1	1

(2) その他の事業

■ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し, 障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人/年)	42	45	50

■ 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人/年)	1	1	2

■ 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している者等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (人/年)	1	2	2

■ 自動車運転免許取得費及び改造費助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (件/年)	2	2	2

5 補装具及び自立支援医療(更生医療)の見込量

■ 補装具費の支給

障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用(基準額)の100分の90に相当する額(補装具費)を支給します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (件/年)	90	100	100
第1期計画時における平成23年度の見込量 (件/年)			300

■ 自立支援医療(更生医療)

身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障がいを有すると認められる者であつて、障がいの状態の軽減や機能回復のための手術等に必要な医療費を自立支援医療費として支給します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス見込量 (件/年)	5	6	6
第1期計画時における平成23年度の見込量 (件/年)			2

6 障害福祉サービス等見込量達成に向けた方策

障害者自立支援法が施行されて3年が経過し、新体系の障害福祉サービスが周知・認識され、旧体系施設からの移行も進みつつある中で、住み慣れた地域で生活するための方策は未だ不十分です。

村では、障害福祉サービスの見込量を達成し、地域全体で障がい者や保護者・介護者を支え、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、『就労』、『相談支援』、『住居』、『日中活動』の4分野を重点項目として取り組みます。

各取り組みでは、専門委員会を立ち上げ、その中で、本計画の趣旨を踏まえた具体的な事業計画の策定を進めていきます。また、各専門委員会を総括する組織として「自立支援協議会」を早期に立ち上げ、障がい者をめぐる様々な諸問題に対して、地域の特性に応じた柔軟かつ包括的な支援体制を構築するものとします。

また、障がい者を取り巻く地域社会への啓発活動を行うことで、障がいへの正しい理解や共に支えあう心を育み、真の「住み慣れた地域での生活」が実現できるよう取り組んでいきます。

● 就労支援の充実

住み慣れた地域で安心して生活し、経済的な自立や社会参加を実現するためには、就労に関する施策の充実は必要不可欠であり、民間企業への一般就労や福祉施設での福祉的就労、在宅での就労支援、就労移行支援・継続支援A型B型といった障害福祉サービスの積極的活用など、利用者の意欲や能力に応じた柔軟な対応が必要です。

また、村内の就労に関する資源やサービスにも限りがあることから、障害福祉圏域での連携した取り組みやハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の専門機関との連携協力を進めます。

【目指すべき体制や事業】

- * 障がい者の就労支援を促進するため、行政・福祉事業所・民間企業の3者連携ネットワークを構築し、就労に関する各種サービスの検討・整備などを積極的に実施
- * 村内企業等に対して、障がい者就労の正しい理解や利用可能な制度などを積極的に広報及び訪問活動することにより、一般就労や職場実習機会の創出
- * 行政を含めた公的機関において、職場実習、チャレンジ雇用(障がい者を試行的に雇用し、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業)、福祉施設への作業発注などの推進

● 相談支援体制の確立

障がい者や保護者・介護者の各種相談に迅速・柔軟に対応し、多様な情報提供やサービス利用に関する支援や訪問調査などを行うことにより、地域生活をおくる上での不安や問題点を解消することができるサービス体制の確立が必要です。そのため、村、社会福祉協議会及び各種関係団体が共に連携して課題に取り組みます。

また、住み慣れた地域で生活するためには、地域や住民の理解、受入れが重要であるため、障がいを正しく理解するための講演会や互いに交流することができる機会を積極的に確保していきます。

【目指すべき体制や事業】

- * 行政(福祉, 教育, 保健)や社会福祉協議会, 村内の各種団体などが連携して様々な事例に対応することができる体制づくり(自立支援協議会)
- * 適切なサービス利用を援助するために, 特に必要とする障がい者(児)に対する各種プランの作成
- * 地域の社会資源やサービス, 専門機関を適切に利用できるようマネジメント体制の整備
- * 民生委員・児童委員や地域の相談員等と連携し, 訪問等による障がい者のニーズ掘り起こしや現状の把握活動
- * 障がい者(児)に関するサービスやイベント, 施設情報, 相談窓口などを掲載した広報誌の作成

● 住まいへの支援

住み慣れた地域で生活するためには、居住の場を確保することが必要です。自宅、施設入所、共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)など選択可能なサービスが多数整備されていることが望ましく、特に保護者や介護者の高齢化に伴い、親亡き後の障がい者の生活を念頭に、共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)の供給及び利用に関する支援策を検討していきます。

また、住まいに関する多様なニーズに対応するため、関係者間のネットワークを構築し、障害福祉圏域でのサービス利用も見据えた体制を整備していきます。

【目指すべき体制や事業】

- * 民間活力の積極的利用や行政主導など、地域や障がい者の状況を総合的に判断し、適切な共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)を含めた住居に関するサービス計画を作成
- * 単身生活者や保護者・介護者と同居している者に対しても、住み慣れた地域で生活するための各種支援を実施(ホームヘルプサービスの提供, 民間事業所の開拓, ヘルパーの養成など)

● 多様な日中活動の確保及び充実

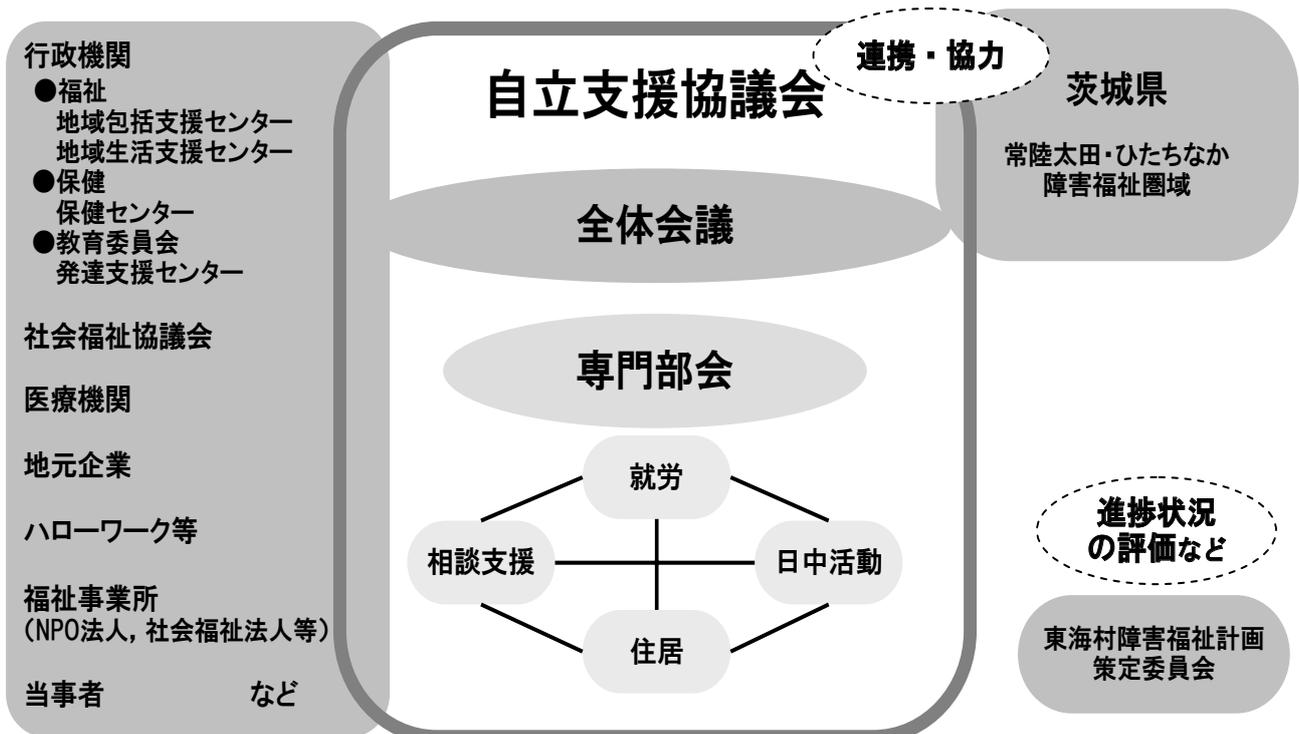
住み慣れた地域で生活するためには住居面での支援と合わせて、多様なニーズに対応することができる日中活動の場を確保していかなければなりません。村内にある障がい者(児)関係施設の事業充実を図り、果たすべき役割を明確にし、互いに連携することはもちろん、本村のみでは多様なニーズに対応することが困難なため、障害福祉圏域での希望サービスの保障や連携協力体制を確立します。

また、就学期の児童・生徒への放課後活動の充実も図っていく必要性があります。保護者の介護負担軽減や就労支援、児童・生徒の健全な育成を目的とした学童保育や緊急一時預かり事業の充実と併せて、スポーツや文化等のサークル活動の充実を図ります。

【目指すべき体制や事業】

- * 村内の障がい者(児)関係施設が連携を図り、事業の目的別にその役割を十分に果たせるよう、調整可能な体制整備
- * 社会福祉協議会(障害者センター)、NPO法人や社会福祉法人等の民間事業所が、より充実した日中活動を提供することができるよう積極的な支援
- * 施設利用者の交通手段の検討
- * 障がい者同士が気軽に集え、抱えている悩みなどを語り合えるような機会や場所の提供
- * 就学期の児童・生徒が抱えている多様なニーズに対応することができるサービス体系の検討

7 計画の推進体制



参考資料

(1) 東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、東海村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するため、東海村障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者及びその保護者 3名以内
- (2) 学識経験者 3名以内
- (3) 民生委員・児童委員 3名以内
- (4) 障がい福祉関係者 4名以内
- (5) 東海村社会福祉協議会職員 2名以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(2) 策定委員会の経過

平成20年	9月24日	第1回策定委員会	計画の見直しにあたっての指針の確認
			本村福祉サービスの利用状況の分析
			今後のスケジュール
	10月23日	第2回策定委員会	地域自立支援協議会の検討
障がい者へのニーズ調査方法の検討			
11月20日	第3回策定委員会	障がい者のニーズ調査の概要	
		障害福祉サービス等見込量の検討	
12月18日	第4回策定委員会	障がい者のニーズ調査の経過報告	
		東海村障害福祉計画の検討	
平成21年	1月15日	第5回策定委員会	東海村障害福祉計画の検討(グループワーク)
			障がい者ニーズ調査の結果報告
	1月29日	第6回策定委員会	東海村障害福祉計画の検討 (グループワークの結果報告)
			アンケート調査の分析結果
	2月12日	第7回策定委員会	障害福祉サービス見込量の検討
見込量を達成するための方策の検討			
3月5日	第8回策定委員会	障害福祉計画書の確認及び修正	
3月19日	第9回策定委員会	障害福祉計画書の最終確認	

● 策定委員会での検討内容
『住み慣れた地域で生活するために必要なサービス』

日中活動

- 地域の人とのコミュニケーション
- お祭りなどへの積極的参加
- 他市町村へも移動できるサービス
- 活動できる施設の増加
- 送迎手段の確保
- 介護者の確保
- 子どもを預けられる場所

住居

- グループホーム・ケアホームの整備
- 住宅改修等の援助
- 保証人代行制度
- 入所施設の整備
- 公営住宅の利用促進

就労支援

- 就労訓練の出前講座
- ジョブコーチの配置
- 在宅での就労支援
 - * IT技術の活用
 - * 職業指導・就労援助
- 民間事業者への啓発活動
- 行政での職場体験実習
- 就労に関する協議会の設置
- 受注作業の拡大
- 就労に関する相談窓口
- 税制優遇などのPR
- 民間企業における職場体験実習
- 行政や関係機関の作業発注促進
- 福祉施設と民間企業の交流促進
- 障がい者の人材バンク

相談支援

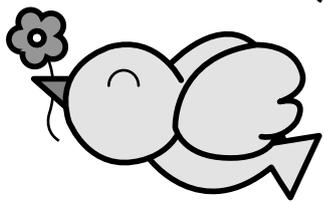
- 広報誌の作成
- 成年後見制度の活用
- 訪問による調査や相談活動
- 相談窓口の明確化
- 相談支援員の強化
- マネジメント機能の強化
- サービスのPR

- 工賃倍増計画の策定
- 福祉施設間の相互体験実習
- 障害福祉サービスへの移行支援
- 施設拡張等の整備助成

(3) 策定委員会委員名簿

No	氏名	役職	備考
1	牧村 きよ子	障害者センター保護者会会長	
2	河野 珠美	県立勝田養護学校保護者	
3	北原 良男	東海村身体障害者福祉協議会副会長	
4	宇野 正記	身体障害者相談員 東海村身体障害者福祉協議会副会長	
5	吉成 美智子	身体障害者相談員	
6	岸 三男	民生委員・児童委員協議会会長 東海村身体障害者福祉協議会会長	
7	鈴木 ふき子	民生委員・児童委員 (身体・知的障害者福祉関係委員長)	
8	橋本 汎	民生委員・児童委員 (身体・知的障害者福祉関係副委員長)	
9	村上 光榮	社会福祉法人 愛信会 幸の実園 施設長	
10	大串 稔	特定非営利活動法人東海村障がい者 地域生活自立支援ネットワークまつぼっくり 理事長	委員長
11	田所 トシ子	ひたちなか地域家族会副会長	
12	中村 朋子	特定非営利活動法人ドリームたんぽぽ 代表理事	
13	高槌 誠	東海村社会福祉協議会 障害者センター長	副委員長
14	小林 由美子	東海村社会福祉協議会 ヘルパーステーション管理者	

(敬称略, 順不同)



なごみちゃん

表紙の鳥「なごみちゃん」は、幸せを運ぶ黄色い鳥をイメージしています。

障がい福祉のシンボルとして、広く活用していきます。

**東海村障害福祉計画
第2期(平成21年度～平成23年度)**

発行日 平成21年3月

発行者 茨城県東海村

編集 福祉部介護福祉課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話 (029) 282-1711

FAX (029) 282-8919